



# 令和5年度「はちのへホコテン」 ストリート出店 募集要項

※令和5年9月1日時点

※この要項は、予告なく変更・追加する場合があります。

## 1. 出店資格

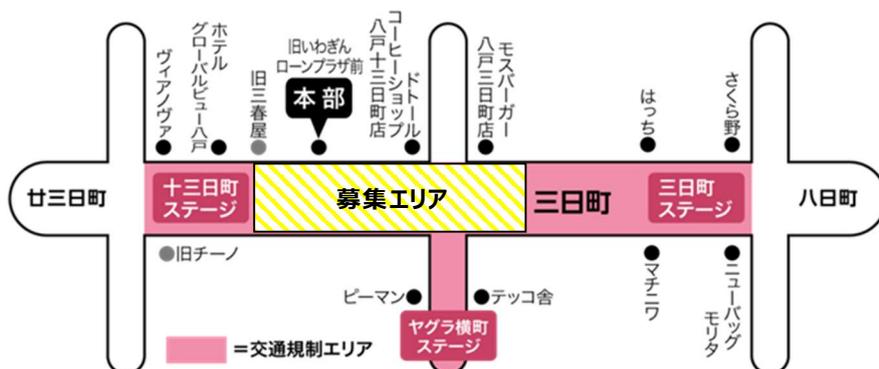
- (1) 本事業の趣旨に賛同し、公共性・公益性があり中心市街地の賑わい創出に資する出店であること。また、注意事項を遵守し、協力して運営にあたること。
- (2) 反社会的勢力やこれに準ずる者と関係がなく、また将来的にも関係を持たない方  
※新規出店時に、「反社会的勢力でないこと等に関する表明・確約書」へ署名していただきます。

## 2. 出店募集日・申込締切日等

回数	開催日	申込締切	交通規制時間	イベント開催時間
第1回	5月28日(日)	4月28日(金)	11:00~16:00	11:30~15:30
第2回	6月25日(日)	5月26日(金)	11:00~16:00	11:30~15:30
第3回	8月26日(土)	7月28日(金)	14:00~19:00	14:30~18:30
第4回	9月24日(日)	8月25日(金)	11:00~16:00	11:30~15:30
第5回	10月22日(日)	9月22日(金)	11:00~16:00	11:30~15:30

※出店者の選定方法は委員会で判断させていただきます。先着順ではございませんのでご注意ください。なお、内容や申込者数等により、出店をお断りさせていただく場合もございます。

※10月は市内高校生との連携企画開催となりますので、出店者数と募集エリアが限定されます。  
(下記マップ参照)



※本部は場所が変更になる可能性がございます。

## 3. 出店場所

- (1) 十三日町～三日町（ヴィアノヴァ前～さくら野前）の交通規制路上
- (2) 出店スペースは、1コマ幅6m×奥行き3mとなります。
- (3) 出店場所、スペース、設置物等に関して、委員会の判断により調整をさせていただく場合があります。また、出店の可否は、開催日の約2週間前にご連絡します。
- (4) 音響設備については、ワイヤレス機器の干渉やステージイベントとの兼ね合いもございますので、ご利用の場合は必ず参加申込書にご記入ください。事前申請なく持ち込んだ場合や大規模な設備は使用を控えていただく場合がございます。

## 4. 運営協力費（ホコテンの運営費に充当します）

中心商店街で営業している方	中心商店街以外の方
1コマ：2,000円（税込）	1コマ：3,000円（税込）

※原則、上記の金額を請求しますが、出店内容等に応じて、料金徴収の対象となるか委員会で協議する場合があります。

※出店をキャンセルする場合は、開催日の2週間前までにご連絡ください。それ以降のキャンセルは、運営協力費と同額分を請求します。当日の無断キャンセル及びキャンセル料をお支払いいただけない場合は、次回以降の出店をお断りさせていただく場合がございます。

## 5. 設置・撤去

### (1) 交通規制開始前

- ① 出店者による車両からの搬入は、交通状況に注意の上、交通規制開始 10 分前までに交通規制区域外に車両を移動してください。
- ② 設置物（テント等）の設営は交通規制開始後に設営し、11:00 より前に設営することはできません。

### (2) 交通規制時間中

- ① 緊急時を除き車両の移動及びエンジンをかける行為は禁止します。
- ② イベント終了までの途中撤去は禁止します。
- ③ 事前にお申しいただいた調理車両や展示車両以外は、交通規制区域内に停車できません。
- ④ 調理車両や展示車両は、必ずパーキングブレーキをかけてください。
- ⑤ 交通規制解除直前に交通規制区域外で待機することは、交通渋滞を招きますので、おやめください。

### (3) イベント終了時

- ① 備品は、交通規制終了 10 分前までに路上から撤去（移動）してください。テントは必ず折り畳んでから撤去してください。
- ② 撤去時は、通行者が備品等で怪我をしないよう十分に配慮してください。

- (4) 設置物（テント等）の配置、雨天による途中撤収など当日の運営に関する事項については、委員会の指示に従ってください。

## 6. 安全性の確保

- (1) いかなる場合でも、来場者の安全確保を考慮して行動してください。
- (2) テントを設置する場合は、強風対策のための重りを各自で必ず設置してください。お忘れの際は、1 回のみ 1,500 円(税込/4 個セット/数に限りあり)でレンタルします。2 回目以降で準備いただけない場合は、当日でも出店を取りやめていただく場合もございます。
- (3) 災害時の対応として、消火活動や来場者の避難誘導にご協力いただく場合があります。
- (4) 交通規制時間中における会場内への車両進入を防ぐため、交通規制区間の開始・終了地点に搬入出車両を配置していただける出店者を 3、4 名募集しています。車両の配置場所や希望者多数の場合は、委員会で調整させていただきますのでご了承ください。なお、事故等により車両が破損した場合は、当事者間でのやり取りとなりますのでご了承ください。

## 7. 防火対策の徹底【消防署の査察が毎回ありますので必ず遵守してください】

- (1) 飲食調理等に伴い火気を使用する場合は、各自で消火器をご用意ください。期限が切れている消火器が見受けられておりますので必ず確認してください。
- (2) 消防署の査察において改善が見られない場合、次回以降の出店をお断りさせていただく場合がございます。1 度指摘を受けた箇所は、次回までに必ず改善してください。

## 8. 出店における責務

- (1) 会場における物品、金銭のやり取りについては、当事者間の責任において行ってください。
- (2) 飲食に係る商品販売については、関係法令を遵守すると共に、保健衛生、品質管理には最善を尽くし、購入者からの苦情や食中毒等の対応は、出店者の責に帰すものとします。
- (3) 出店に必要な準備物（機材、電源、備品、消火器等）は各自でご用意ください。
- (4) 会場にはゴミ箱を設置しません。飲食の販売を行う場合は、必ずゴミ箱を設置し、各自でお持ち帰りください。

## 9. 開催中止の場合

悪天候等により開催を中止する場合は、原則として開催時間の 2 時間前までに判断し、(株)まちづくり八戸のホームページ及び Facebook でお知らせします。なお、必要に応じてメールまたは電話でも連絡する場合がありますので、申込書には当日連絡可能なメールアドレスと電話番号を必ずご記入ください。なお、中止に生じる損害について、主催者は一切その責任を負いません。

※(株)まちづくり八戸 URL : <https://8town.co.jp>

※Facebook URL : <https://www.facebook.com/machidukurihachinohe/>

## 10. 申込方法

- (1) 募集要項をご確認の上、下記の URL の入力または、QR を読み取り、WEB 上でお申し込みください。

URL:<https://docs.google.com/forms/d/1sRcHuLD1z6oBNGU1RJTIGZGhOtbEJK0tQ29NCWqbVYg/edit>

QR :



- (2) 飲食を販売する出店者は、臨時営業許可書等のコピーの添付をお願いします。(令和 5 年度に提出している方は不要)
- (3) イベント中に調理または展示車両を配置する場合は、出店申込書にその旨をご記入の上、車両の写真を添付してお申し込みください。
- (4) 臨時営業許可証や車両の写真は下記申込先・問合せ先のメールまたは FAX にてご提出ください。
- (5) 開催日当日の飛び入り参加は出来ません。

## 11. 申込先・問合せ先

はちのへホコテン事務局 (株)まちづくり八戸 〒031-0076 八戸市堀端町 2-3 八戸商工会館  
TEL : 0178-43-5230 FAX : 0178-43-5240 MAIL : hokoten@8cci.or.jp